

群馬地方最低賃金審議会等に対する要請書の提出について

今年の群馬県の最低賃金改定について、群馬地方最低賃金審議会における議論が始まるにあたり、群馬県の経済実態等を踏まえた最低賃金額の検討について議論されるよう、知事による要請を次のとおり行います。

なお、この情報提供は、要請当日の取材に関して事前にお知らせするものです。

1 日 時

令和7年7月14日（月） 14：15～14：30頃

（群馬地方最低賃金審議会の進行状況により、時間は前後します）

2 場 所

前橋地方合同庁舎 7階会議室（前橋市大手町2丁目3-1）

3 要請先

群馬地方最低賃金審議会会長、群馬労働局長宛てに要請書を提出

4 取材について

- ・当日の取材を御希望の場合は、7月14日（月）10時までに、次の連絡先へ事前にお申し込みください。
（連絡先）労働政策課労働政策係
電話：027-226-3402（県庁内線：3402）
- ・取材を申し込まれた方は、7月14日（月）14時00分までに、上記2の前橋地方合同庁舎 7階会議室へお越しください。